

# 地域建設業経営強化融資制度

## 1 制度の目的

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進する。

## 2 対象となる工事

山口県が発注する工事

(ただし、以下の工事は対象外)

- ①低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- ②以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
  - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ウ 債務負担行為に係る工事又は翌年度へ繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの
- ③役務的保証を必要とする工事
- ④その他建設企業の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

## 3 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

## 4 スキーム

